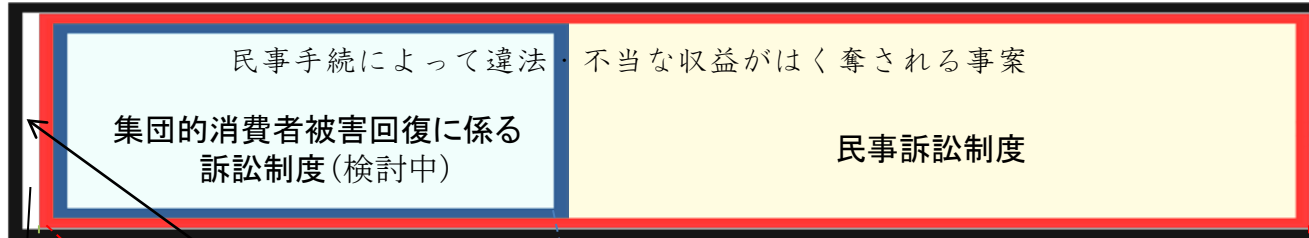


違法・不当な収益が事業者にやり得として残るのはどのような事案か

事業者が違法・不当な収益を得ることとなる事案

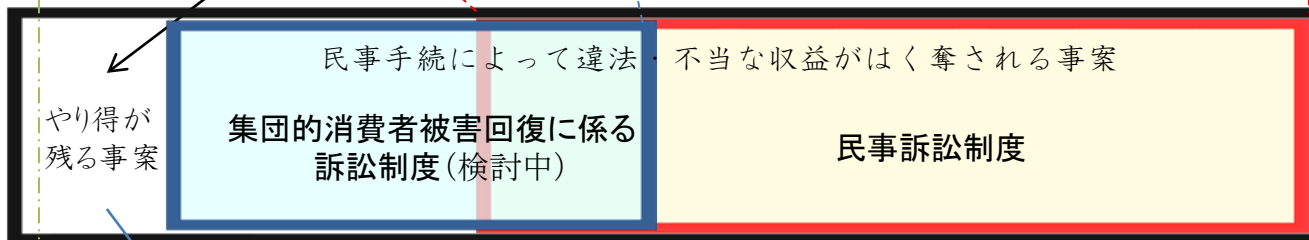


制度的な観点

→ 個々の消費者が実体法上の請求権(※)を有しない事案か。

- ※ 例えば、不法行為に基づく損害賠償請求に関しては主張・立証を要する事項(要件事実)は次のとおり。
- ・ 原告が一定の権利・保護法益を有すること
 - ・ 被告の加害行為
 - ・ 故意過失
 - ・ 損害の発生及びその数額
 - ・ 因果関係

こうした事案はあるか？
ある場合は何か？



実効性の観点

→ 消費者が実体法上の請求権を行使しない又はすることが困難な事案か。

事業者が問題への対処を怠る事案のほか

- ・ 因果関係や損害額の立証が難しいもの
- ・ 特定適格消費者団体が訴訟まで提起できないもの

やり得が
残る事案

やり得が
残る事案